

学習サポーター派遣事業実施要項

船橋市教育委員会

1 趣 旨

本事業は、「船橋の教育2020」の教育振興ビジョン及び後期基本計画において、基本方針3「学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります」推進目標1「学習指導の改善による学力の向上」の（施策2）「一人一人に応じたきめ細かい授業の推進」に基づき、有償ボランティアである学習サポーターを派遣する。

この要項は、教職を志す学生等を学校教育に活用し、授業等の支援を行うために、意欲ある学生等を活用した学校への人的支援をすることにより、小・中学生の基礎的な学力の向上を図るために定めるものとする。

2 事業内容

（1）派遣先

市内の公立小・中学校、特別支援学校小学部

（2）派遣期間

4月～翌年3月まで

（3）活動内容

ア 1回2時間以上活動する。

イ 教育課程に基づく通常の学級で各教科等における教員の補助を行う。

ウ 休み時間、放課後等における児童への学習相談等に対応する。

エ 校長の要請による個別指導を行う。

オ 校外での学習の補助は除く。

3 報償金

（1）支給額

1,500円／1回

（2）支給方法

年3回口座振り込みにて支給する。（9月、1月、5月）

（3）その他

本人の申し出により、報償金の受け取りを辞退することができる。

4 事務について

（1）応募について

ア 求めるサポーター像

- ・派遣校の教職員の指示に従い、子供たちの学力向上に意欲をもって活動できる方

- ・高い倫理観を持ち、児童の成長と発達を理解し支援できる方

イ 応募から活動までの流れ

- ・教育委員会指導課に「船橋市学習サポーター申請書」（別記様式）を提出する。

- ・登録後、派遣校が決定したら教育委員会指導課より本人に連絡する。

- ・教育委員会指導課が行う研修会に参加する。

- ・研修会終了後、本人から派遣校に連絡し、活動を開始する。

(2) 受入事務（指導課）

ア 新人研修

- ・学習サポーターを派遣するにあたり、指導課職員による新人研修を実施する。
（継続者については研修を免除する）

イ 事務処理

- ・報償金に係る事務（「相手方登録」「学習サポーター活動記録簿」）及び派遣先の学校へ提出する書類（派遣通知書他）を作成する。
- ・年3回（9月、1月、5月）「学習サポーター活動記録簿」をもとに、支払い一覧表を作成する。
- ・「学習サポーター活動記録簿」原本を保管する。（3年）

ウ 協定大学

- ・学習サポーター派遣事業について船橋市と協定を結んでいる千葉大学、千葉工業大学、神田外語大学、東邦大学及び覚書を交わしている秀明大学については、大学担当者と連携し実施する。

(3) 受入事務（学校）

ア 活動に関しての指導は管理職が行う。

イ 指導内容については、担当教諭が行う。

ウ 船橋市学校教育活動支援ボランティア災害保障保険に登録をする。

エ 学習サポーターに「活動内容記録」を記入させ、「学習サポーター活動記録簿」と併せて勤務実績のあった翌月5日までにコピーを指導課に提出する。

オ 年3回（7月末、11月末、3月中旬までの分）、「学習サポーター活動記録簿」（原本）および、学習サポーター本人が記入した「活動記録内容」（写し）を指導課に提出する。

カ 活動終了後、「学習サポーター活動証明書」を学校が発行し、コピーを指導課に提出する。

5 その他

(1) 県の「ちば！教職たまごプロジェクト」に参加し、引き続き船橋市の学習サポーターを希望する学生については、「ちば！教職たまごプロジェクト」の研修日数を終了した後、新たに教育委員会指導課まで申請をする。

(2) 学生の活用における配慮及び注意点について

ア 将来の教員として育成する立場で対応する。

イ 学習サポーターだけに授業をさせることはできない。必ず担任の補助として活用する。

ウ 学習サポーターの取扱いは、報償金に関することなので必ず管理職が行う。

エ 活動について問題が生じた場合は、教育委員会指導課担当に連絡する。

附則 この要項は、平成27年4月 1日から施行する。

附則 この要項は、平成28年3月10日から施行する。

附則 この要項は、平成30年4月 1日から施行する。

附則 この要項は、平成31年3月15日から施行する。

附則 この要項は、令和 元年5月 1日から施行する。

附則 この要項は、令和 2年8月 1日から施行する。

附則 この要項は、令和 3年4月 1日から施行する。

附則 この要項は、令和 4年4月 1日から施行する。

附則 この要項は、令和 5年4月 1日から施行する。

附則 この要項は、令和 6年4月 1日から施行する。

附則 この要項は、令和 7年4月 1日から施行する。